

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、児童手当法（以下「法」という。）に基づき、令和4年9月1日付けの児童手当支給事由消滅通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により来客数減少により営業収入は減少した一方、感染対策等補助金受領により所得が増加していたが、引き続き業況に回復の兆しがないため。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年12月21日	諮問
令和 6年 2月15日	審議（第86回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当・特例給付の受給資格

法4条1項1号は、児童手当の支給要件について、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを対象とすると規定している。

そして、法4条3項は、同条1項1号の場合において、父及び母が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母のうち当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすと規定している。

ただし、法5条1項は、児童手当法施行令（以下「法施行令」という。）1条で定める一定額以上の所得がある者については、児童手当を支給しないと規定している。

法附則2条1項は、当分の間、法4条に規定する要件に該当する者（法5条1項の規定により児童手当が支給されない者であって、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等（以下単に「扶養親族等」という。）及び当該者の扶養親族等でない児童（以下単に「児童」という。）で当該者が当該年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は所定の給付（特例給付）を行う旨を定める。

また、法附則2条3項は、同条1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法等は、政令で定めるとする。

(2) 局長通知

複数の者が支給要件に該当する場合に、いずれの者を児童の生計を維持する程度の高い者であるとするかについて、「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成24年3月31日付雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）第2・1・(4)は、一般的には、家計の主宰者として、

社会通念上、妥当と認められる者をもって該当者とする事となるが、まず、父母等の所得の状況を確認することとしている。

(3) 生計を維持する程度の高い者

「生計を維持する程度の高い者」の判断について、「児童手当Q&A集」(令和4年7月19日付厚生労働省児童手当管理室発行)問2-1(答)は、父母等のうち「原則として収入の高い方が『生計を維持する程度の高い者』に該当する」とし、一時的である場合は「両者の所得がいずれも同一の所得区分」であれば、所得が低い者を生計維持者と判断して構わないとしている。

(4) 児童手当に係る所得の額、範囲及び計算方法

法5条2項は、同条1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定めるとしている。

これを受けて、法施行令1条は、法5条1項に規定する政令で定める額は、扶養親族等及び児童がないときは622万円とし、扶養親族等又は児童があるときは622万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円)を加算した額とするとしている。

また、法施行令2条は、法5条1項に規定する所得は、地方税法5条2項1号に掲げる市町村民税(特別区が同法1条2項の規定によって課する同法5条2項1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とするとしている。

さらに、法施行令3条1項は、法5条1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法313条1項に規定する総所得金額(給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合には10万円を控除して得た金額)等の額の合計額から8万円を控除した額とするとし、法施行令3条2項は、同条1項に規定する市町村民税につき、同条2項各号に掲げるものについては、当該各号に定める額をそれぞれ控除するものとしている。

(5) 特例給付に係る所得の額、範囲及び計算方法

上記(1)の法附則2条1項に規定する政令で定める額について、法施

行令7条は、扶養親族等及び児童がないときは858万円とし、扶養親族等又は児童があるときは858万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額とするとしている。

また、法施行令8条は、法施行令2条の規定は法附則2条1項に規定する所得の範囲について、法施行令3条の規定は同項に規定する所得の額の計算方法について、それぞれ準用するとしている。

(6) 現況届

児童手当法施行規則4条1項は、一般受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した届書を市町村長に提出しなければならないとしている。

また、同条3項は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、同条1項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができるとしている。

(7) 受給・支給事由の消滅

「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成27年12月18日付府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」(令和3年9月1日付府子本第884号内閣府子ども・子育て本部統括官通知による改正後のもの。以下「ガイドライン」という。)22条は、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて支給事由消滅についての処理をすることができるとしている。

(8) 局長通知及びガイドラインの位置付け

なお、局長通知及びガイドラインは、いずれも地方自治法245条の4に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

児童手当について、複数の者が支給要件に該当する場合に、いずれの者を児童の生計を維持する程度の高い者であるとするかについて、父母等のうち原則として収入の高い方が生計を維持する程度の高い者に該当することになるとされている(1・(2)及び(3))。

さらに、公簿等によって手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて支給事由消滅についての処理をすることができる

とされている（同・(7)）。

これを本件について見ると、処分庁は、公簿等により配偶者である請求人の夫の令和3年の所得の方が、請求人よりも高かったため、児童手当Q&A集（1・(3)）により、本件児童らは、請求人の夫によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなされることになり（法4条3項）、また、請求人と請求人の夫について該当する児童手当に係る所得制限限度額、特例給付に係る所得上限額による所得区分が同一ではなく、一時的な所得の逆転として、請求人を「生計を維持する程度の高い者」としてみることができ、事情もないことからすれば、令和4年6月1日以降の本件手当の受給資格者である法4条3項の「生計を維持する程度の高い者」は、請求人の夫とするのが相当である（法4条1項）。

そうすると、請求人について、令和4年6月分以降の児童手当を受給する資格が消滅したとして、消滅日を「令和4年5月31日」として本件処分を行ったことは、上記1の法令等の定めに基づいて適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人世帯の夫の所得が児童手当又は特例給付の支給要件を満たすのかについて確認すると、請求人の世帯には、老人扶養親族はいなく、扶養人数2人（本件児童ら）の控除をしても、請求人の夫の児童手当の支給に係る所得上限額は6,980,000円、特例給付の支給に係る所得上限額は9,340,000円であるところ、請求人の夫の令和3年中の所得額は11,152,998円（法施行令3条による控除後）であるから、請求人の夫の所得が、法5条に規定する所得の上限を超過したことが認められ、請求人の夫は支給対象とはならない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により来客数減少により営業収入は減少した一方、感染対策等補助金受領により所得が増加したものの、業況に回復の兆しがないことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

しかし、本件処分は、請求人の夫の令和3年度の所得が請求人よりも高かったことから、本件児童らの生計を維持する程度の高い者は請求人の夫であるとみなされ、それにより請求人の支給事由が消滅したとして行われたものであり、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来